

宮崎国際大学懲戒委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎国際大学就業規則第48条第2項に規定する懲戒委員会（以下「委員会」という。）について定めることを目的とする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は、副学長及び次の委員をもって構成し、副学長が委員長となる。

(1) 教育研究評議会構成者の中から学長が指名する教員4名

(2) 部局長会議構成者の中から学長が指名する職員1名

2 前項に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長は、必要がある場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員会の審議)

第3条 委員会は、懲戒事由、懲戒の種類及びその内容について審議する。

2 懲戒処分の審議にあたっては、慎重に審議するとともに、当事者には弁明の機会を与えなければならない。

3 委員長は、委員会の審議結果を文書をもって学長に報告し、学長は理事長に具申する。

(懲戒処分の決定)

第4条 懲戒処分は、理事長が学長の具申を受け、常勤理事会議に諮って決定する。

(懲戒処分の異議申し立て)

第5条 処分を受けた者は、懲戒処分に異議がある場合、発令後1ヶ月以内に学長に異議を申し立てることができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程は、学長が教育研究評議会の意見を聴いて理事長に報告し、理事長は常勤理事会議に諮って改廃する。

附 則

この規程は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。